

災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県（以下「甲」という。）と公益社団法人香川県浄化槽協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人香川県環境保全協会（以下「丙」という。）との間において、香川県で大規模な災害が発生した時における浄化槽の応急・復旧支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他応急・復旧支援活動が必要であると甲が認める被害をいう。

2 この協定において「応急・復旧支援活動」とは、被災市町が設置する避難所又は県若しくは市町が定める防災拠点（以下「避難所等」という。）及び災害の発生箇所周辺において実施するし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）への処置、被災状況の調査、緊急的な点検等、浄化槽の性能回復に必要な改修又は更新のための支援に関する活動であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 浄化槽に関する県民相談の実施
- (2) 浄化槽の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (3) 被災浄化槽の復旧工事に関する相談の実施
- (4) 被災浄化槽の復旧工事に関する書類の作成及び補助金制度の利用に係る支援
- (5) 避難所等に対する乙及び丙の会員（以下「会員業者」という。）の保有する仮設トイレの提供
- (6) 避難所等の浄化槽の点検及び管理業者による応急復旧等に係る連絡調整
- (7) 避難所等及び被災浄化槽に係るし尿等の収集・運搬
- (8) その他前各号に掲げる活動に伴う必要な活動

(協力要請等の手続)

第3条 甲は、大規模な災害が発生し、浄化槽の応急・復旧支援活動について必要があると認められるとき、乙及び丙に対し協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙及び丙に送付する。

3 乙及び丙は、第1項の規定による要請があったときは、会員業者に対して協力を要請し、応急・復旧支援活動を行うものとする。

4 乙及び丙は、応急・復旧支援活動の終了後、報告書（様式第2号）により、その活動内容を甲に報告するものとする。

(通行に関する措置)

第4条 甲は、乙及び丙の応急・復旧支援活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、

必要な措置を関係機関に働きかけるものとする。

（経費負担）

第5条 応急・復旧支援活動に要する経費は、第2条第2項第1号から第4号までに掲げる活動については乙及び丙が負担し、同項第5号から第8号までに掲げる活動については支援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）が負担するものとし、その負担額については受援市町等と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

2 第2条第2項第8号の費用については、その支援内容に応じて、受援市町等と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（平常時の準備）

第6条 乙及び丙は、平常時においても、会員業者に対して、災害に備えた防災知識の普及や防災資材の調達等に努めるよう指導するほか、甲、乙及び丙はこの協定について関係者の理解と協力が得られるよう広報等周知に努めるものとする。

（会員名簿等の提供）

第7条 乙及び丙は、会員名簿及びこの協定に係る業務担当指名簿を毎年1回（会員業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。

（連絡責任者及び連絡調整）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては香川県環境森林部循環型社会推進課長、乙においては公益社団法人香川県浄化槽協会事務局長、丙においては一般社団法人香川県環境保全協会事務局長とする。

2 甲、乙及び丙は、応急・復旧支援活動に関する連絡調整を行うものとし、具体的な連絡体制については、別表に示す行政機関及び浄化槽に関する関係団体によって構成する「香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会」において別途協議し、定めるものとする。

3 市町は、応急・復旧支援活動が円滑に進むよう、甲に必要な情報を提供するものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づく応急・復旧支援活動に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹患し、又は身体障害のある状態となり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 甲、乙及び丙は、応急・復旧支援活動に関して知り得た個人情報を応急・復旧支援活動以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。この協定が失効した後においても同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を生ずるものとし、甲、乙又は丙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙が平成18年11月13日付けで締結した災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県
香川県知事 池田豊人

乙 香川県高松市香西本町1番地106
公益社団法人香川県浄化槽協会
会長 山条忠文

丙 香川県高松市亀岡町14-11 高松清掃株式会社内
一般社団法人香川県環境保全協会
会長 山条忠文

別表

香川県浄化槽適正処理促進連絡協議会の構成員

県	・循環型社会推進課 ・東讃保健福祉事務所環境管理室 ・中讃保健福祉事務所環境管理室 ・西讃保健福祉事務所環境管理室 ・小豆総合事務所環境森林課
市町	(浄化槽担当課) ・高松市 ・丸亀市 ・坂出市 ・善通寺市 ・観音寺市 ・さぬき市 ・東かがわ市 ・三豊市 ・土庄町 ・小豆島町 ・三木町 ・直島町 ・宇多津町 ・綾川町 ・琴平町 ・多度津町 ・まんのう町
関係団体等	・公益社団法人香川県浄化槽協会 ・一般社団法人香川県環境保全協会

様式第 1 号

発 番
 年 月 日

公益社団法人香川県浄化槽協会会長 様
一般社団法人香川県環境保全協会会長 様

香 川 県 知 事

災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協力要請書

このことについて、「災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書」第3条第1項に基づき、下記地域への応急・復旧支援活動を要請します。

記

[illegible]

発 番
 年 月 日

香 川 県 知 事 殿

公益社団法人香川県浄化槽協会会長
一般社団法人香川県環境保全協会会長

災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する業務報告書

このことについて、「災害時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書」第3条第4項に基づき、報告します。

記

[illegible]